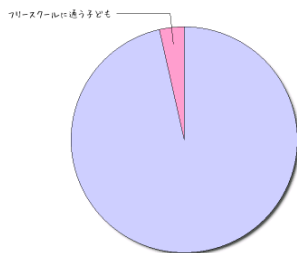


私は、中学2年のときからほとんど学校に行かなくなり、卒業後も学校に行かずに、おとなになりました。つまり、不登校経験者です。

昨年5月、夜間中学とフリースクールの合同議員連盟が立ち上がったことを知りました。異なる二つのニーズを合わせて一つの法律をつくろうとする意味がわかりません。別々に検討すべきだと考えながら、法案の座長案がつくられていく状況を注視していました。

\*

学校以外の学ぶ場であるフリースクールに通う子どもは、不登校約12万人のうち約4200人、全体の3・5%にすぎません。残りの96・5%の子たちの声は聞かれないまま法案づくりは進められました。



注(最近になって立法を望む団体の方が、実際上、学校外で学んでいる不登校の子どもは増加していると、平成26年の小・中不登校生12.2万人のうち、学校外で指導を受けた子は約3.8万人で31%存在するという数字を出されていますが、これは、「不登校に関する調査研究協力者会議」の最終報告案にあるもので、児童相談所や保健所、医療機関、教育委員会の機関などで指導を受けた子どもの数で、学校以外の学びの場とは直接関係ない数字です。)

\*

不登校の子どもたちを救済するといわれる、「教育機会確保法案」の座長案は、不登校の子どもはもちろんのこと、すべての子どもたちを、法律によって定義し、分類して、縛り、追いつめるものです。分類した先は、同じ人ばかりが集まることになり、学校から多様性をうばい、社会全体をより窮屈なものにすると考えます。

\*

多様な学び(?)を推進する方たちが、不登校の子どもたちの学習の機会が奪われていることが問題だ。教育機会の保障をしなければと望んでおられますが、自宅で過ごす96・5%の学校に行っていない子どもにまず必要なのは、生存機会の確保ではないのでしょうか。学校の中で尊厳を傷つけられる出来事にみまわれて学校に行けなくなって、親の理解がなく、日々生き延びられるかどうかという局面にある子どもたちがたくさんいます。その状況をなんとかしたいなら、尊厳を傷つける学校のあり方を変えることに本気で取り組むべきです。救済や支援と称して学校以外の学習の機会だけを確保することでもいいのか。

\*

法律では、不登校の子どもの定義が「学校における集団の生活に関する心理的な負担その他の事由のために就学困難な状況にある」となっています。これには、子どもたちがどうして行けなくなったのか、学校に問題があるのではないか、という視点がありません。責任を不登校の子どもに全部おしつけています。

\*

学校に行かないでいると、ある日、不登校と呼ばれ、ほかの子どもと区別されて、問題視される。「問題を抱えた子」だからなんとかして学校に行けるようにしなければ、「学校で傷ついた子」だからゆっくり休んで回復すればいいんだよといったまなざしにさらされる。社会が、大人が、よってたかって学校に行けなくなった子をなんとかしようとする。学校を変えるのは難しいとあきらめて、子どもへの支援に向かう。それが大人のすることなのか。

苦しいことや尊厳を傷つけられることがあるのは、学校に行っている子も、行かなくなった子と同じです。みんな苦しくてもギリギリまで学校に行きます。それは学校に行かなくなったときに社会がどんな扱いをするのかがわかるからです。そんな状態の社会で、さらに法律で定義されることは、制度によってスティグマを貼りつけられるということです。

第九条などをみると適切な支援のため、教職員、心理、福祉等に関する専門家の関係者で自分の情報が把握されて共有されるとある。不登校になるとプライバシーもなくなってしまふ。実質的に学校に行かない子のブラックリストで、これではまったく安心できません。

\*

憲法で保障されているとおり、子どもには「教育を受ける権利」があるだけです。権利は行使しても、行使しなくてもいいもの。学校に行っていない不登校の子たちを定義し、特別な法律をつくるということは、法の下での平等に反していないだろうかと疑問を持ちます。

\*

立法チームや法案をつくってほしいと推進してきた方々は、もう1年もかけて十分議論してきたとお考えでしょう。でも法案づくりから排除されてきた、当事者、保護者、市民にとっては、だじな議論がなされていないとしか言えません。

この法律ができてしまったら、学校に行っている子も、学校に行っていない子も、どちらもいま以上に苦しむことになります。それでは子どもたちのための法律とはいえない。いまの学校と子どもをとりまく現状をなんとかしたい。学校に行かなくなってから30年以上、私はずうっとそう考えて今日まできました。現状よりも悪くなるこのフリースクールに関する法案は、白紙撤回が必要です。

警鐘を鳴らす専門家もたくさんいます。私たちは3月23日に緊急院内集会を行いました。そのときは中央大学の池田賢市教授、東京大学の金井利之教授、大阪大谷大学の桜井智恵子教授、教育学や自治体行政学の研究者の方たちが、法案の問題を訴えてくださっています。呼んでくだされば、話にくると言っています。推進する研究者の方だけでなく、問題点を指摘する研究者、識者の見解に耳を傾けてください。